

行 第 6 9 号

令和 7 年 8 月 25 日

旭地域協議会 会長 様

浜田市長 久保田 章 市

(行財政改革推進課)



浜田市行財政改革推進委員会委員の推薦について (お願い)

平素は、市政運営にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、行財政改革の推進に当たり、市内各種団体等から浜田市行財政改革推進委員会の委員に参画いただいております。

貴協議会からも岡山令子氏に委員就任いただき、貴重なご意見、ご提言をいただいております。

この度の委員交代に伴い、貴協議会から引き続き、浜田市行財政改革推進委員会委員への推薦をいただきたいと存じますので、ご承引のうえ、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

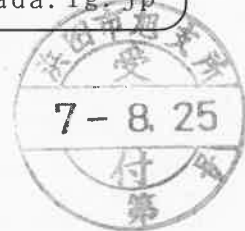
なお、委嘱期間につきましては、前任者の残任期間（令和 7 年 12 月 17 日まで）となりますので、ご了承ください。

[送付資料]

- 1 推薦書・・・新任で推薦いただく方の推薦書を提出ください。
- 2 浜田市附属機関設置条例（抜粋）
- 3 浜田市行財政改革推進委員会規則
- 4 浜田市行財政改革推進委員会委員について（概要書）

【お問い合わせ先】

浜田市 総務部 行財政改革推進課
行革推進係 担当／梨子木、原田
〒697-8501 浜田市殿町 1 番地
TEL 25-9101 FAX 23-0210
E-mail gyokaku@city.hamada.lg.jp



○浜田市附属機関設置条例

平成17年10月1日

条例第18号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、浜田市が設置する附属機関に関しては、法律又は他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(設置等)

第2条 別表に掲げる執行機関に附属機関を置き、その担任事項、委員等の定数、任期及び会議の運営については、同表に掲げるとおりとする。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関に関し必要な事項は、その附属機関が属する執行機関の規則で定める。

別表 (第2条関係)

(平17条例310・平17条例317・平18条例5・平19条例7・平20条例5・平21条例21・平21条例51・平22条例5・平23条例2・平25条例9・平26条例6・平27条例8・平29条例3・平29条例18・平成29条例40号抄・令和2年条例第31号抄・令和5年条例第20号・令和5年条例第27号抄・一部改正)

附属機関の名称	担任事項	委員等の定数	委員等の任期	会議の定足数	表決の方法
浜田市行財政改革推進委員会	浜田市行財政改革大綱及びその実施計画に関する重要な事項について審議し、市長に意見を述べること。 浜田市が行う行財政改革の推進状況について審議し、市長に助言をすること。	識見者4人以内 各種団体から推薦された者7人以内 その他市長が特に必要と認める者8人以内	2年 ただし、再任を妨げない。	委員の半数以上	出席委員の過半数

浜田市行財政改革推進委員会委員について

1 趣旨

市民の市政への参画意識を高めるとともに、浜田市行財政改革推進委員会（以下「委員会」と言う。）の審議に広く市民の意見を取り入れるため、各種団体から委員会委員の推薦を受けるものとする。

2 委員会の概要

(1) 名称

浜田市行財政改革推進委員会

(2) 審議内容

①浜田市行財政改革大綱及びその実施計画に関する重要な事項について審議し、市長に意見を述べること。

②浜田市が行う行財政改革の推進状況について審議し、市長に助言をすること。

(3) 委員の数（総数）

①識見者 4 人以内

②各種団体から推薦された者 7 人以内

③その他市長が特に必要と認めた者 8 人以内

(4) 任期

2 年 （ただし、再任を妨げない。）

(5) 報酬等

委員会に出席した場合は、日額 6,000 円及び費用弁償を支給する。

(6) 委員の責務等

選任された委員は、浜田市行財政改革推進委員会規則に基づき誠実に職務を遂行し、自らの学識、経験等に基づき自己の責任において意見を述べること。

ただし、次に挙げる事項については、留意すること。

①委員会は原則的に公開され、発言内容は議事録に記録される他、報道される場合があること。

②委員に対しては、市制における特別の地位を与えられないこと。

③委員の立場を政治、営利または宗教の目的に利用してはならないこと。

④審議において知りえた秘密を漏らしてはならないこと。

3 推薦を受けるものの資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 浜田市内に在住又は通勤・通学している人。

(2) 推薦日時点の年齢が満 18 歳以上の人。

(3) 市の行財政改革に関心があること。

(4) 年間 3～4 回程度、平日に開催される委員会に出席できること。

改正

平成26年 3 月31日規則第14号

平成27年 3 月31日規則第14号

平成30年 4 月27日規則第27号

浜田市行財政改革推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、浜田市附属機関設置条例（平成17年浜田市条例第18号）第3条の規定に基づき、浜田市行財政改革推進委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(補欠委員の任期)

第2条 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 委員会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議の議事に当たり、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(行政評価専門部会)

第5条 委員会に、行政評価を行うために、行政評価専門部会を置くことができる。

(関係者の出席等)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、行財政改革推進課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日後又は委員の任期満了後最初に開かれる委員会の会議は、第4条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

附 則（平成26年 3 月31日規則第14号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 3 月31日規則第14号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年4月27日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。